留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
現地における拠点（第九・六条）
経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階　中央政府
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要　サービスの貿易及び投資
1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

四十五

分野　運輸業
小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類　JSIC　四四四一　集配利用運送業
留保の種類　内国民待遇（第十四・三条）
最恵国待遇（第十四・四条）
経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
政府の段階　中央政府
措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要　投資
1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

四十六

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　JSIC　四二一　鉄道業
JSIC　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類　内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　サービスの貿易及び投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

四十七

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　JSIC　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類　内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　サービスの貿易及び投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

四十八

分野　運輸業
小分野　道路運送業
産業分類　JSIC　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
JSIC　四三二一　一般乗用旅客自動車運送業
JSIC　四三三一　一般貸切旅客自動車運送業
JSIC　四三九一　特定旅客自動車運送業
JSIC　四四一一　一般貨物自動車運送業
JSIC　四四二一　特定貨物自動車運送業
JSIC　四四三一　貨物軽自動車運送業
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
現地における拠点（第九・六条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）（以下この項において「法律」という。）第三章及び第七章
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
サービスの貿易
1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。
2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づく基準を満たす場合には、用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づく基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。
それらの指定は、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰となっているか、又は過剰となるおそれがある場合に行われる。
3　一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。

四十九

分野　運輸業
小分野　運輸に附帯するサービス業
産業分類　JSIC　四八五二　道路運送固定施設業
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章